

農業者の皆さんも対象です！

【令和2年5月22日現在】

個人向け

持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、
特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、
事業の継続を下支えするために**支給**するものです。

申請に必要な書類

- ① 2019年分の確定申告書第一表の控え（収受日付印が押してある）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面など2020年の確定申告の基礎となる書類が原則）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）

申請のポイント

- ① **税務申告をした農業者はすべて対象です。（赤字でも申請できます）**
- ② **今年のいずれかの月の事業収入が、平均月収（①で申告した年間事業収入を12で割った額）の50%以下であれば対象になります。**

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）と比較します

給付額の計算例

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	38万円 (▲30%)			

給付額の計算

(4月の収入10万円(▲75%の月))を選択して計算
 $480万円 - (10万円 \times 12 \text{ か月}) = 360万円$
 $360万円 > 100万円$ (上限額) **給付金 100万円**
 対象とする月は申請者が任意で選択できます。



日本共産党山口県委員会農漁民部 担当 藤本一規 090-3747-2855
 山口市小郡下郷373-5 電話 083-972-0420 FAX 083-972-1047
 メール jcp-yamaguchi@orion.ocn.ne.jp (チラシは、農民連の資料を参考に作成しました)